

産 業 建 設 常 任 委 員 会

H 25.3/7 ~ 3/8

第 2 委員会室

午前 10:00 ~

1 開議

2 事務局日程説明

3 所管分付託議案審査（付託表その1）

- 第 3 号議案 平成 2 5 年度亀岡市簡易水道事業特別会計予算
- 第 5 号議案 平成 2 5 年度亀岡市地域下水道事業特別会計予算
- 第 9 号議案 平成 2 5 年度亀岡市上水道事業会計予算
- 第 10 号議案 平成 2 5 年度亀岡市下水道事業会計予算
- 第 49 号議案 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 50 号議案 亀岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 第 51 号議案 亀岡市道路の構造の基準に関する条例の制定について
- 第 52 号議案 亀岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 第 53 号議案 亀岡市道路標識の寸法に関する条例の制定について
- 第 54 号議案 亀岡市準用河川に係る河川管理施設等の構造の基準に関する条例の制定について
- 第 55 号議案 亀岡市営住宅等の整備基準に関する条例の制定について
- 第 56 号議案 亀岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 58 号議案 町の区域の設定並びに町の区域及び名称の変更について
- 第 59 号議案 市道路線の認定及び廃止について

5 討論

6 採決

7 その他

- (1) 議会報告会意見対応（2月20・21日開催分）について
- (2) 行政視察について
- (3) 4月の月例常任委員会について<項目、開催日>

産業建設常任委員会審査日程（案）

H 25 . 3 / 7 , 3 / 8

3月7日(木)

10:00~

- 1 開議
- 2 事務局日程説明
- 3 付託議案審査（付託表その1）

（上水 簡水 下水 地域下水）

- (1)第9号議案 平成25年度亀岡市上水道事業会計予算
<歳出歳入一括説明～一括質疑> 上下水道部
- (2)第3号議案 平成25年度亀岡市簡易水道事業特別会計予算
<歳出歳入一括説明～一括質疑> 上下水道部
- (3)第10号議案 平成25年度亀岡市下水道事業会計予算
<歳出歳入一括説明～一括質疑> 上下水道部
- (4)第5号議案 平成25年度亀岡市地域下水道事業特別会計予算
<歳出歳入一括説明～一括質疑> 上下水道部

13:00~

- (5) 第49号議案 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
<説明～質疑> まちづくり推進部
- (6) 第50号議案 亀岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な
特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
<説明～質疑> まちづくり推進部
- (7) 第51号議案 亀岡市道路の構造の基準に関する条例の制定について
<説明～質疑> まちづくり推進部
- (8) 第52号議案 亀岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な
道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
<説明～質疑> まちづくり推進部
- (9) 第53号議案 亀岡市道路標識の寸法に関する条例の制定について
<説明～質疑> まちづくり推進部
- (10) 第54号議案 亀岡市準用河川に係る河川管理施設等の構造の基準に関する
条例の制定について
<説明～質疑> まちづくり推進部

- (11) 第 55 号議案 亀岡市営住宅等の整備基準に関する条例の制定について
< 説明～質疑 > まちづくり推進部
- (12) 第 56 号議案 亀岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
< 説明～質疑 > まちづくり推進部
- (13) 第 58 号議案 町の区域の設定並びに町の区域及び名称の変更について
< 説明～質疑 > まちづくり推進部
- (14) 第 59 号議案 市道路線の認定及び廃止について
< 説明～質疑 > まちづくり推進部

4 討 論 (付託表その 1)

5 採 決 (付託表その 1)

6 その他

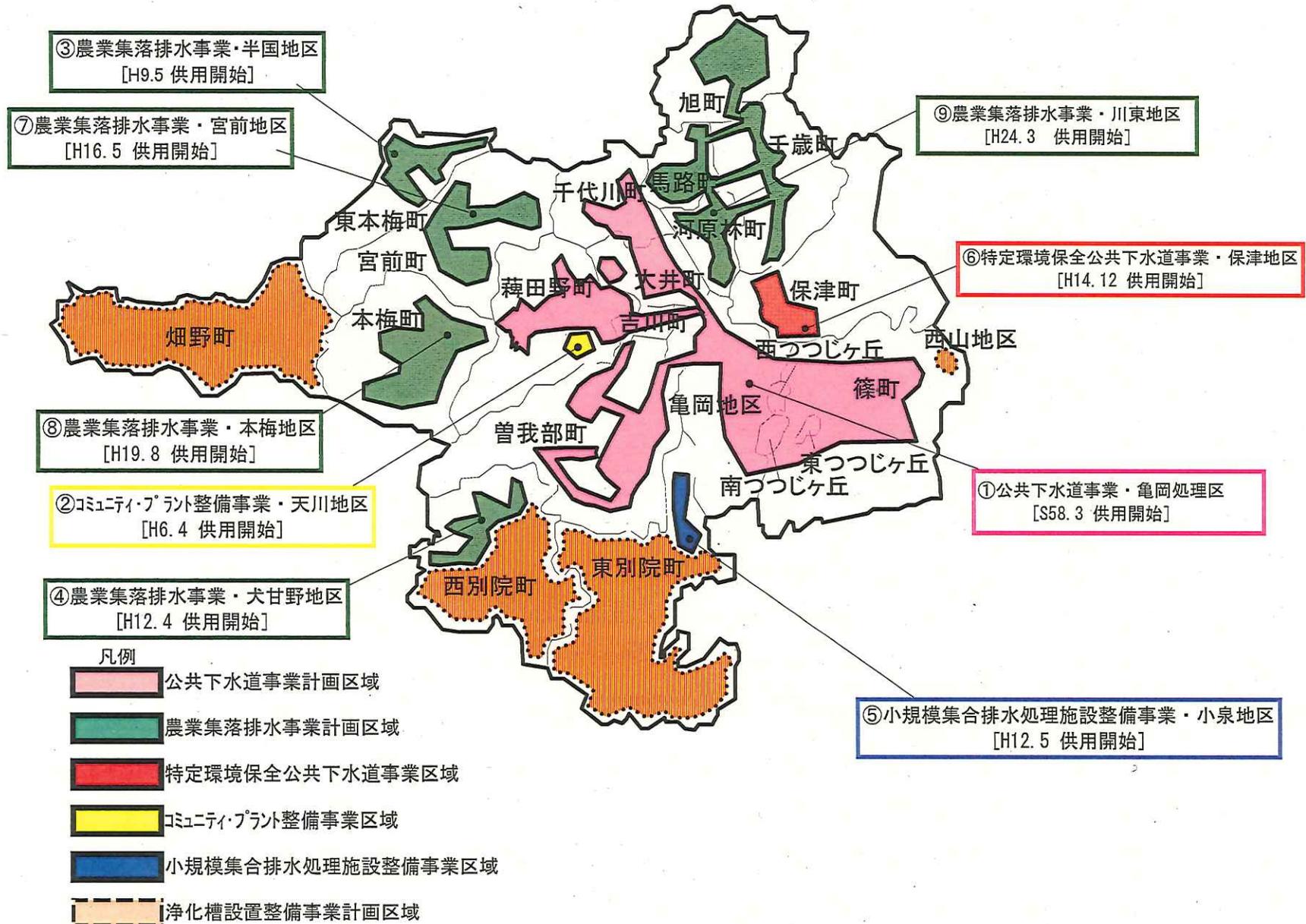
- (1) 議会報告会意見対応 (2 月 2 0 ・ 2 1 日開催分) について
- (2) 行政視察について
- (3) 4 月の月例常任委員会について < 項目、開催日 >

産業建設常任委員会資料

上 下 水 道 部

平成25年3月7日

亀岡市下水道等整備基本構想



(※②については、公共下水道計画区域内ですが、将来接続予定となっています。)

※おことわり
本図は概念図であり、実際の地形等とは合致しない部分があります。

産業建設常任委員会 提出資料

〔平成25年3月7日〕
〔上下水道部〕

1 提出資料

亀岡市上水道事業会計と亀岡市一般会計間における長期資金の貸借に関する協定（案）

2 この協定（案）は、2月27日開催の亀岡市上下水道事業経営審議会において協議いただく前の案です。

3 審議の結果

第1条及び第2条又は総則において、今回の措置が一般会計、上水道事業会計双方に有利であること、また、一般会計における資金充当先を明記すべきであるとの意見をいただいて了承されました。

4 貸付金額は予算額の540,000千円にかかわらず、極力圧縮することとする。

5 貸付時期は平成25年3月25日を予定しています。

亀岡市上水道事業会計と亀岡市一般会計間における
長期資金の貸借に関する協定（案）

亀岡市上下水道事業管理者 亀岡市長 栗山正隆（以下「甲」という。）と亀岡市長 栗山正隆（以下「乙」という。）とは、亀岡市上水道事業会計と亀岡市一般会計間における長期資金の貸借に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、上水道事業会計の資金を一般会計の支払資金に充てるため、長期貸付金（以下「貸付金」という。）として一般会計に貸し付け、これを一般会計が長期借入金として借り入れることについて必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（資金の用途）

第2条 乙は、甲の貸付金を支払資金として使用し、その他の用途に使用してはならない。

2 甲は、乙が甲の貸付金を目的外の用途に使用したときは、乙に対し、貸付金の全部又は一部を返還させることができる。

（貸付金額）

第3条 甲が乙に貸し付ける金額は、（480,000,000）円とする。

（貸付の条件）

第4条 貸付金の貸付期間は、貸付の日から10年以内とする。

2 貸付金の利率は、年率（0.9）%とする。ただし、特に必要と認められる場合においては、見直すことができるものとする。

3 貸付金の償還は、元利均等年賦償還とする。ただし、特に必要があると認められる場合においては、元利均等半年賦償還によることができるものとする。

（貸付金の償還）

第5条 乙は、前条第3項による元利均等年賦の貸付金を毎年3月25日に甲に償還しなければならない。

（緊急時等の措置）

第6条 甲が、不測の事態等で緊急に資金を必要とする場合は、前条の規定にかかわらず、乙に全部または一部の返済を求め、乙は、その求めに応じなければならない。また、財政調整基金の残額が、貸付残額を下回るおそれのある状態になった場合は、甲と乙は、協議することとする。

（繰上償還）

第7条 乙は、甲の承認を得て貸付金の全部又は一部を繰上償還することができる。

2 乙は、前項の規定により繰上償還をしようとするときは、当該繰上償還をしようとする日の10日前までに、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

(利息の計算)

第8条 乙が甲に対して支払う貸付金の利息は、借入日の翌日から支払期日までの日数により計算するものとする。

(利息の支払)

第9条 乙は、貸付金の利息を支払期日に甲に支払わなければならない。ただし、第7条第1項の定めにより繰上償還をする場合の当該繰上償還に係る利息は、当該繰上償還をする日に支払わなければならない。

(貸付金の償還等の方法)

第10条 乙は、貸付金及び利息を甲の発行する納入通知書により、甲に償還しなければならない。

(延滞利息)

第11条 乙は、貸付金を支払期日(第7条第1項の定めにより繰上償還をする場合にあっては、当該繰上償還をする日。以下同じ。)までに償還をしなかったときは、当該支払期日の翌日から償還をする日までの日数に応じ、その未償還元金について、年14.5%の割合を乗じて計算した金額を延滞利息として甲に支払わなければならない。

2 前項の定めは、乙が利息を当該利息の支払期日までに支払わなかった場合に準用する。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して決定するものとする。

※貸付金額・利率の()は調整中のものです。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年3月 日

甲 亀岡市上下水道事業管理者
亀岡市水道事業会計

亀岡市長 栗山正隆

乙 亀岡市一般会計

亀岡市長 栗山正隆

産業建設常任委員会資料

第53号議案

亀岡市道路標識の寸法に関する条例資料

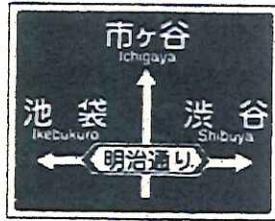
【まちづくり推進部】

1) 標識の寸法

- ・寸法が図示されているものについては、図示の寸法を基準とする。
- ・高速道路以外の道路では、種類に応じて2倍まで拡大が可能。

■案内標識

<寸法の規定がないもの>



方面、方向及び道路の通称名

(108の4)

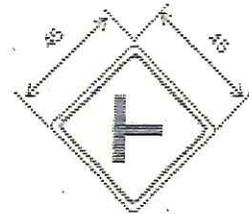
<寸法の規定があるもの>



道路の通称名

(119のB)

■警戒標識



ト形道路交差点あり

(201のB)



■ これらの基準に関しては、都道府県道及び市町村道については、条例により基準を定める。

2) 文字の大きさ

- ・案内標識の文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値を基準とする。

ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度 (km/時)	70以上	40,50又は60	30以下
文字の大きさ (cm)	30	20	10

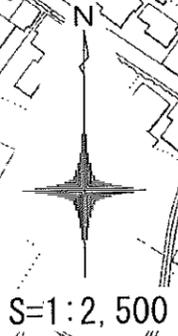
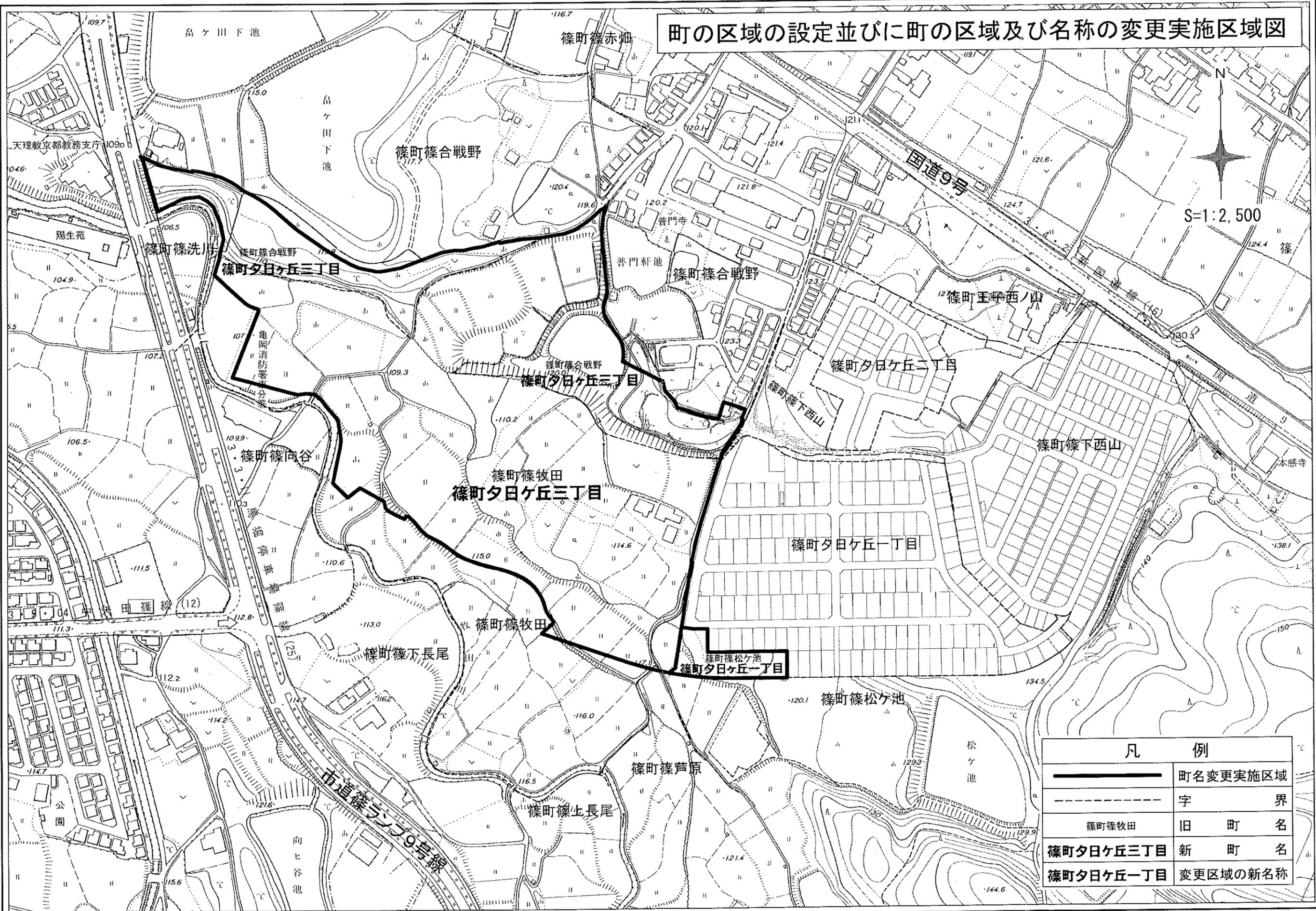
産業建設常任委員会資料

第58号議案

町の区域の設定並びに町の区域及び名称の変更について

【まちづくり推進部】

町の区域の設定並びに町の区域及び名称の変更実施区域図



凡 例	
	町名変更実施区域
	字 界
篠町篠牧田	旧 町 名
篠町夕日ヶ丘三丁目	新 町 名
篠町夕日ヶ丘一丁目	変更区域の新名称

平成25年3月亀岡市議会定例会産業建設常任委員会 第59号議案 市道路線の認定廃止 概要

路線名	延長 m	幅員		事業概要
		最小 m	最大 m	
市道認定 (曾我部町) 1) 夫婦池団地2号線	77 90	5 35	5 35	○ 民間開発団地内私道について、地元からの認定への要望があり認定要件が整ったため、市道に認定するものです。
(亀岡地区) 2) 西向林岸ノ上1号線	88 30	6 00	6 00	○ 民間開発区域内の道路敷地が市に帰属され認定要件が整ったため、市道に認定するものです。
3) 西向林岸ノ上2号線	269 64	6 00	6 00	〃
4) 西向林岸ノ上3号線	156 12	6 00	6 00	〃
5) 西向林岸ノ上4号線	88 06	6 00	6 00	〃
6) 西向林岸ノ上5号線	67 70	6 00	12 00	〃
(馬路町) 7) 万年砂取線	515 42	3 80	8 20	○ 国営農地再編事業に伴い廃止した市道について、整備事業が完了し認定要件が整ったため、市道に認定するものです。
(旭町) 8) 山ノ神才慶線	153 00	5 90	8 00	○ 府営土地改良事業に伴い廃止した市道及び新たに設置された道路について、整備事業が完了し認定要件が整ったため、市道に認定するものです。
9) 才慶年角線	204 00	5 50	6 50	〃
10) 杉屋賀線	487 00	6 00	14 30	〃
(千歳町) 11) 国分6号線	75 00	3 00	6 00	○ 国営農地再編事業に伴い廃止した市道について、整備事業が完了し認定要件が整ったため、市道に認定するものです。
12) 観音俣下三日市線	672 26	3 02	14 00	〃
13) 稻上御所垣線	218 00	4 50	13 00	〃

平成25年3月亀岡市議会定例会産業建設常任委員会 第59号議案 市道路線の認定廃止 概要

路線名	延長 m	幅員		事業概要
		最小 m	最大 m	
市道認定 (河原林町)				
14) 下島1号線	192 65	1 74	7 00	○ 国営農地再編事業に伴い廃止した市道について、整備事業が完了し認定要件が整ったため、市道に認定するものです。
15) 高野垣内曙線	195 33	1 72	7 00	〃
16) 清水畑線	664 61	1 86	15 00	〃
17) 清水綾垣内線	625 68	2 50	10 00	〃
18) 下平田三ツ樋線	289 96	2 01	11 00	〃

平成25年3月亀岡市議会定例会産業建設常任委員会 第59号議案 市道路線の認定廃止 概要

路線名	延長 m		幅員		事業概要
			最小 m	最大 m	
市道廃止 (馬路町) 19) 万年三日市線	945	37	3 02	6 85	○ 国営農地再編整備事業の実施に伴い廃止した市道を認定するに当り既存の市道と一連の路線として認定するため、一旦廃止するものです。
(千歳町) 20) 三反田線	42	26	4 40	4 52	○ 国営農地再編整備事業の実施に伴い廃止した市道を認定するに当り既存の市道と一連の路線として認定するため、一旦廃止するものです。
(河原林町) 21) 下島1号線	88	05	1 74	2 50	○ 国営農地再編整備事業の実施に伴い廃止した市道を認定するに当り既存の市道と一連の路線として認定するため、一旦廃止するものです。
22) 北垣内田中線	71	96	2 14	3 66	//
23) 清水綾垣内線	500	68	2 70	5 98	//
24) 清水畑線	462	61	2 18	5 44	//
25) 高野垣内曙線	70	33	1 79	5 70	//

議会報告会(2/20、21)で頂いた意見・要望等と回答について

◆産業建設常任委員会

会場	意見・要望などの概要	当日回答内容	対応		
			参考	報告	調査
西別院1	西別院町の上下水道の問題について地元で調整をして、要望等を出していきたいと思うので、議会としても現状を把握し支援いただきたい。	上水については安全で安心して使える体制を整えるべきである。下水は合併浄化槽で対応していく中で費用負担の問題等もある。地元合意の下で進めていけるよう、議会としても議論し支援していきたい。			
西別院4	道路修繕等で府民公募型事業が採択されたが、市の管轄を含めた対応ができなければ事業が進まない。自治会で使える交付金的なものを考えていただきたい。また、国道423号整備に係り、国からの交付金獲得に向け、地元の運動とともに議会としても働きかけを願いたい。	要望として受け止める。			
西別院10	西別院町の水道確保に向け、豊能町まで伸びている管に接続することを行政の壁を越えて実現してほしい。	-			
本梅3	亀岡市も園部町のような農業公社に改革してほしい。 農業の法人、集落営農化を集落で進めるのは難しい。農業の担い手問題も重要視されており、園部町の農業系高校と亀岡市内の高校の交流ができればよいと思っている。	農業公社は、園部町も亀岡市もそれぞれの設立趣旨に基づいて運営されている。			
本梅9	農地について曾我部町、稗田野町佐伯、桂川西、千代川町、本梅町、余部・安町の6地区(亀岡中部地区)が国営ほ場整備地域となっている。農家負担を軽減し市の補助率を上げてほしい。	他地域も同じ負担率で整備事業を進められたので、ご理解を頂きたい。農地のほ場整備だけでなく、将来のまちづくり事業としてご協力をいただければと思う。			
本梅12	市が行う道路整備、河川改修、道路の新設については、府に比べると非常にスピードが遅いので、常日頃から悩まされているところである。市も早く地域の要望に沿うように力添えを願いたい。	本梅町の自治会として亀岡市議会に要望書を出していただきたい。			

(裏面に続く)

◆産業建設常任委員会(続き)

会場	意見・要望などの概要	当日回答内容	対応		
			参考	報告	調査
河原林2	河原林を始め、川東地域の振興策は。宇津根橋の早期架け替えとの関連は。	農業に光をあてる施策が必要と考える。また、大規模スポーツ施設の誘致も決定したところであるので、宇津根橋を含め、何らかの良い方法を検討していかなければならない。			
河原林4	TPPIに参加すべきでないという意見書を、亀岡市議会として関係機関にあげていただきたい。	賛成・反対も出てくる話であるので、この場でお答えできないが、要望としてお受けする。			
河原林7	大規模スポーツ施設に関連し、桂川右岸道路を宇津根橋から保津橋まで片側2車線で計画を望む。宇津根橋の架け替えもある。	市は、桂川右岸道路の保津橋辺りから宇津根橋の間を片側2車線で計画しているが、決定ではない。宇津根橋も片側2車線歩道付きで整備する方向で府は考えている。			
河原林8	高校に工業系コースを設置することは良いことである。府へ積極的な要請を。職住一体のまちづくりが大事である。	要望として承る。			

産業建設常任委員会追加資料

上 下 水 道 部

平成25年3月7日

(平成25年3月議会産業建設常任委員会
追加提出資料)

上下水道料金について

○上水道

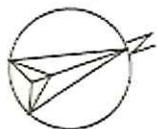
24年度決算見込みが23年度決算より増加する主な理由は、24年度当初予算から減額する要因として、大口企業の規模縮小と節水による減収と、増額する要因として、新規接続の畑野町をはじめ給水開始戸数の増による増加を考慮すると、3月補正で約3000万円を当初予算から減額することとなり、結果として、23年度決算額と比較すると約4000万円の増加となります。

○下水道

24年度決算見込みが23年度決算より減少する主な理由は、24年度当初予算から減額する要因として、大口企業の規模縮小による減収見込みを約4300万円と想定しており、その他の要因として、新規接続の曾我部・蕨田野・吉川をはじめ下水道接続戸数の増による増加分と、節水による減収分を同程度と見込んでいるので、3月補正で約4300万円を当初予算から減額することとなり、結果として23年度決算額と比較すると約600万円の減収となります。

亀岡市年谷浄化センター

平成25年3月産業建設常任委員会
追加提出資料



H24～H26 電気設備工事その2 4
長寿命化計画に基づく工事
(受変電・監視制御設備等)

- C=H24 : 238,000千円
- C=H25 : 472,000千円
- C=H26 : 167,000千円

H24～H25 電気設備工事その2 5
長寿命化計画に基づく工事
(自家発電設備)

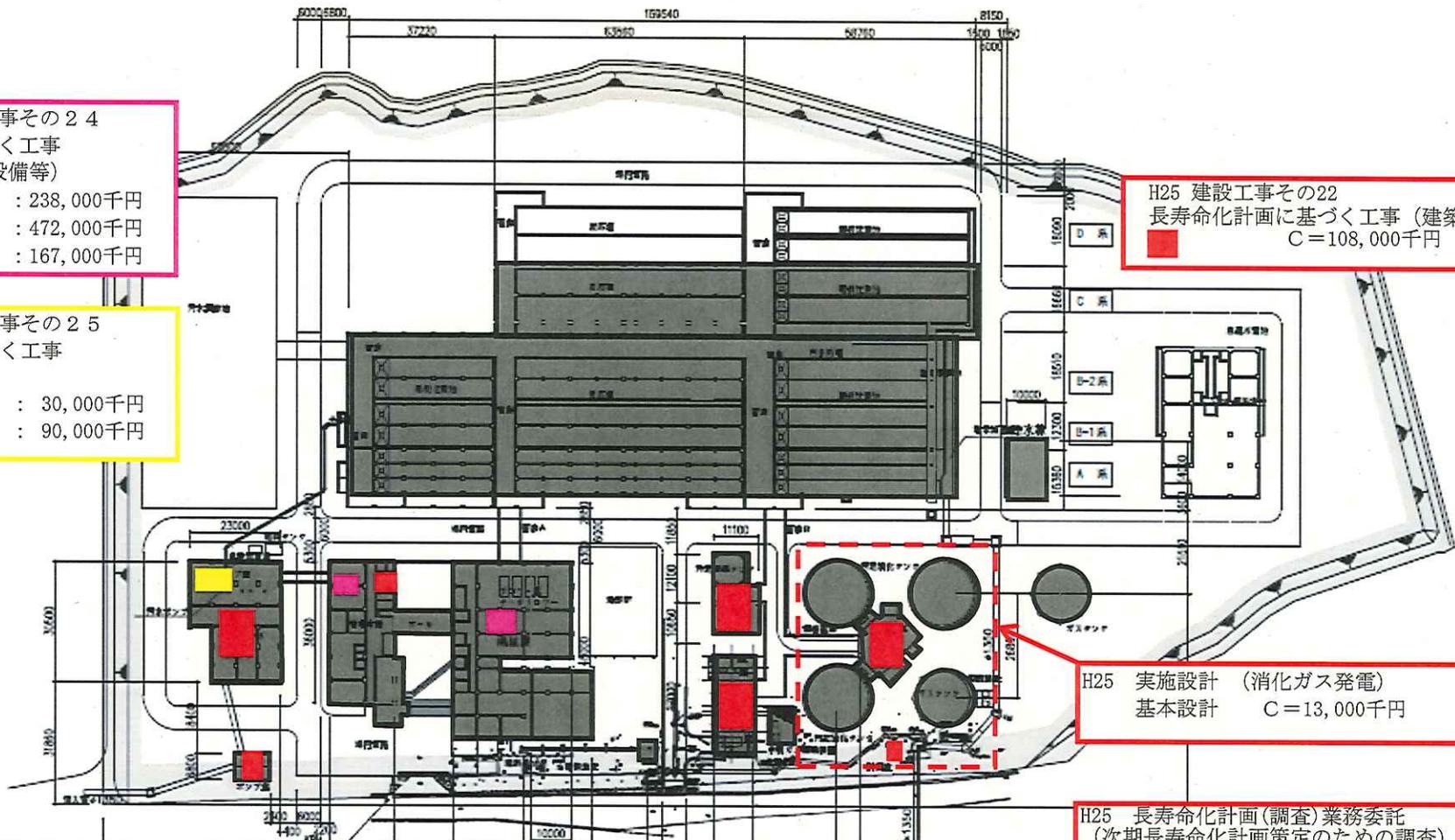
- C=H24 : 30,000千円
- C=H25 : 90,000千円

H25 建設工事その22
長寿命化計画に基づく工事(建築設備等)

- C=108,000千円

H25 実施設計(消化ガス発電)
基本設計 C=13,000千円

H25 長寿命化計画(調査)業務委託
(次期長寿命化計画策定のための調査)
C=11,000千円



概要		凡例	
施設名称	亀岡市年谷浄化センター	黒	平成23年度以前施工済み
処理方式	標準活性汚泥法	黄	平成24～25年度
処理人口(人)	78,000	桃	平成24～26年度
	全体計画 既設能力 事業団受託	赤	平成25年度
処理水量(m3/日)	37,700		
備考	41,900		

東丹波市計画下水道事業	亀岡市公共下水道	計画書番号
計画平図図(亀岡市年谷浄化センター)		
		S=1:500